平成２１年（フ）第１９７１号
広島県安芸郡海田町大立町４番23―208号
債務者　高間　政彦
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４０号
広島県東広島市西条町田口189番地252
債務者　久藤　則夫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８４号
広島県東広島市高屋町中島227番地５　７号
債務者　前川　新二
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９号
愛媛県新居浜市新須賀町１丁目11番17号
債務者　岡田万紀子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第６０号
愛媛県新居浜市新須賀町１丁目11番17号
債務者　岡田　房子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１８０号
愛媛県新居浜市本郷１丁目１番24号
債務者　武内　直子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２１７号
愛媛県四国中央市寒川町1872番地２
債務者　妻鳥麻也子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２２７号
愛媛県四国中央市下柏町422番地
債務者　髙橋　忠志
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２２８号
愛媛県四国中央市三島宮川２丁目１番30号
債務者　堀川　志郎
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３０号
愛媛県新居浜市東雲町２丁目６番５号
債務者　加藤由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３３号
愛媛県四国中央市上柏町322番地の１
債務者　佐々木里美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第６９号
高知県安芸市西浜121番地５
債務者　小松　義勝
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈13番地15
債務者　小松　徳彦
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第５号
長崎県壱岐市芦辺町諸吉二亦触548番地、旧住所長崎県壱岐市勝本町百合畑触57番地１
債務者　二又　浩美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第３６号
長崎県五島市大荒町647番地２
債務者　虎島貴美代
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第４３号
長崎県五島市大荒町1480番地
債務者　黒瀬　和敏
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第８７号
大分県日田市三芳小渕町101番地
債務者　伊藤　浩二
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第３０５号
宮崎県日向市亀崎東２丁目112番地
債務者　橋口　隆弘
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部